

電力小売市場の自由化について

経 済 産 業 省 資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
電 力 ・ ガ ス 事 業 部 電 力 市 場 整 備 課

平成25年10月

本資料は、資源エネルギー庁のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/index.html>

<http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/genjo/seido.pdf>

1. 本資料の趣旨

- ・ 電気の大口使用者への小売事業（電気の供給事業）については、平成12年（2000年）から参入規制が順次撤廃され、地域の電力会社（北海道電力などの一般電気事業者）以外に、電力小売事業に新規参入した事業者も電気の供給を行っています。

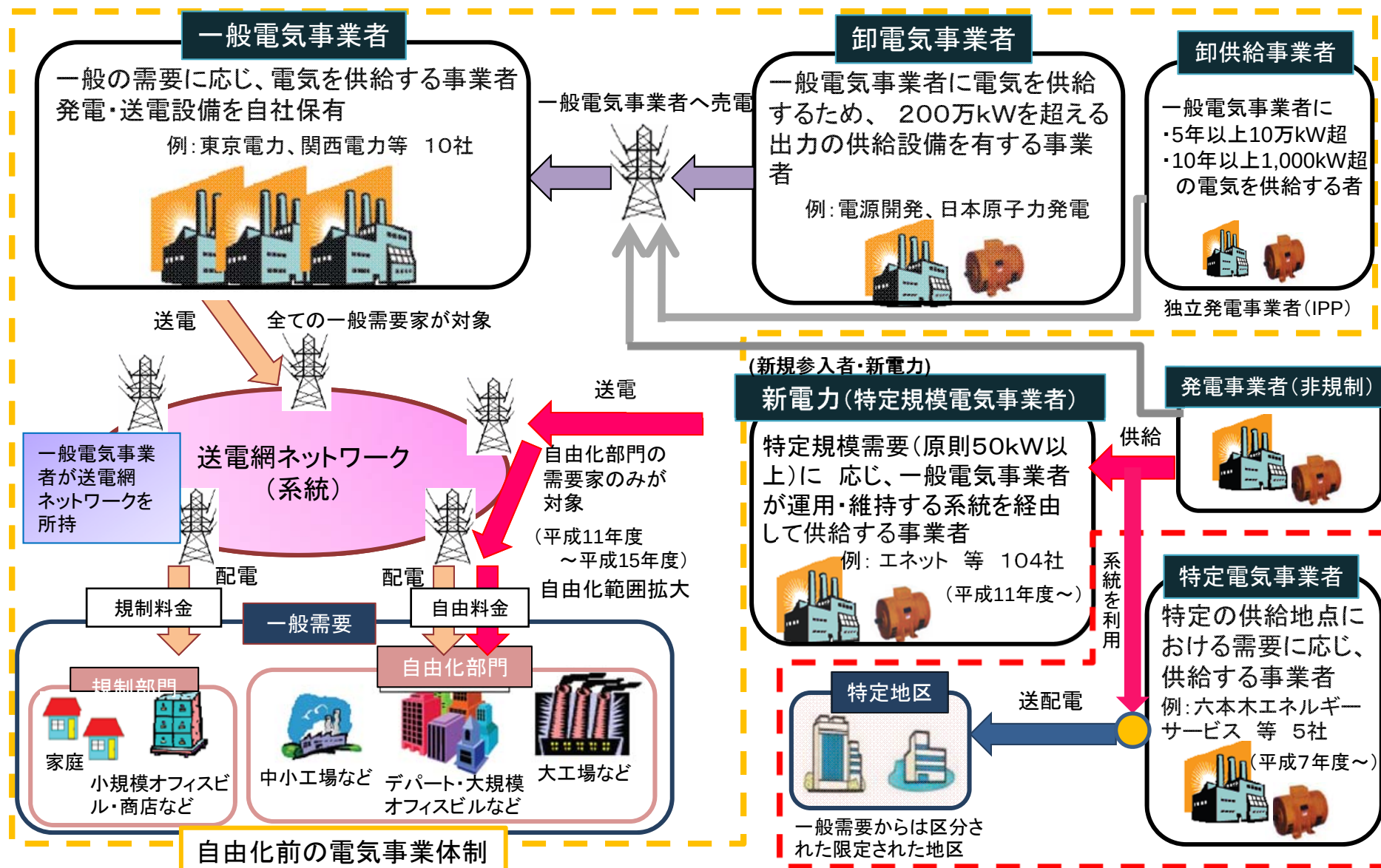
これにより、電気の使用者が競争条件等を設定し、他の地域の電力会社や新規参入事業者から、小売事業者を選択することが出来るようになっていきます。（電力の小売自由化）

※ このうち、新規参入事業者のことを「新電力（特定規模電気事業者）」と呼び、各地で小売事業を展開しています。

- ・ また、今後、安定供給の確保や電気料金の最大限抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会拡大等を目的とした電力システム改革を推し進めることとしており（8頁参照。平成25年4月閣議決定）、その中で、家庭などへの小売事業について、平成28年（2016年）を目途に自由化することとしています（小売全面自由化）。
- ・ 本資料によって、電気事業制度及び電力の小売自由化についての理解を更に深めるなど、参考としてご利用いただければ幸いです。

2-1. 電力供給の仕組み(制度の紹介)

○日本の電気事業者は、累次の電気事業制度改革により多様化し、現在のところ、一般電気事業者の他、卸電気事業者、特定電気事業者、新電力(特定規模電気事業者)等が存在しています。

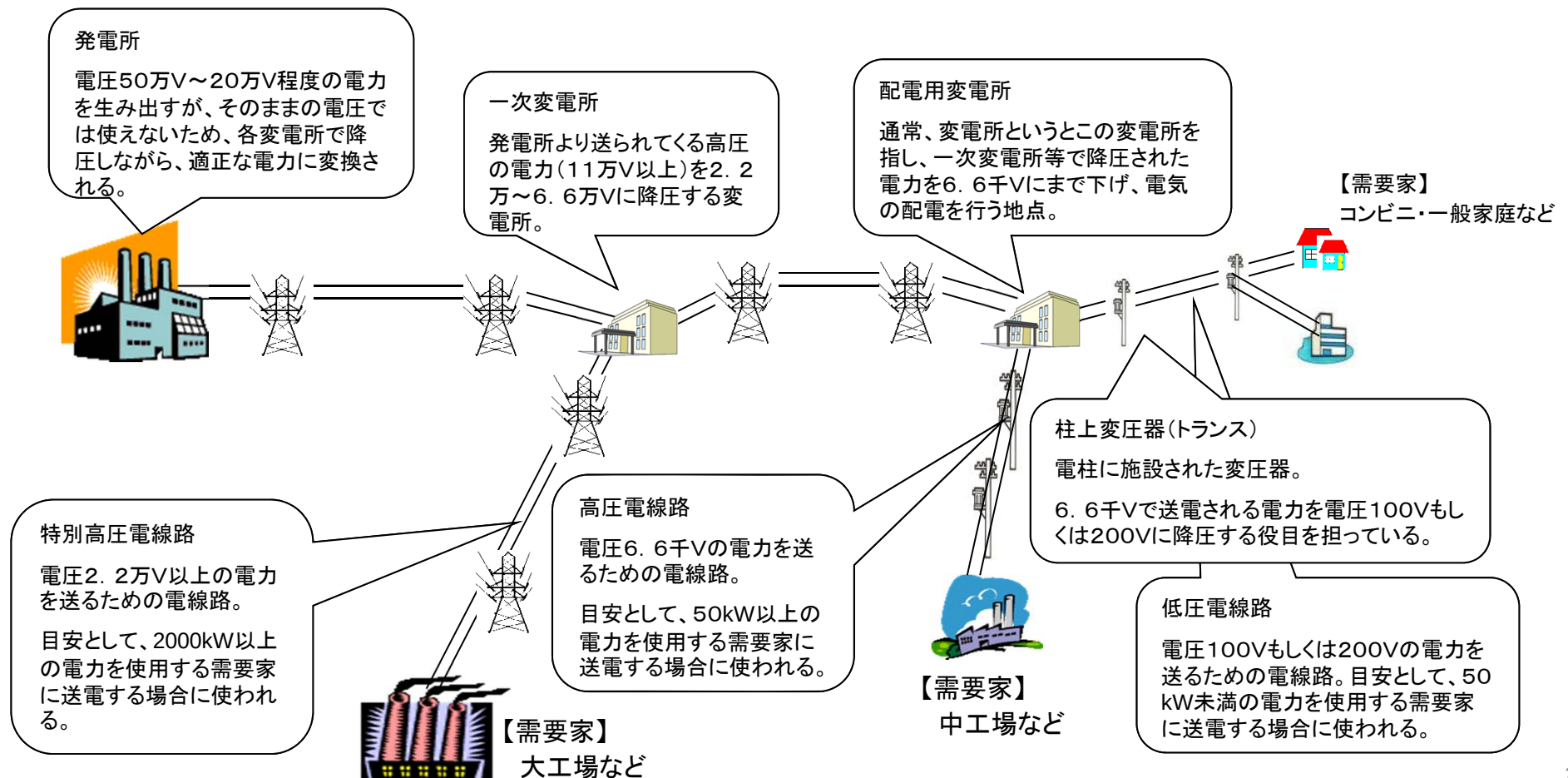


2-2. 電力供給の仕組み(発電所から需要家まで)

○発電所により発電された電気は、送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各需要家まで供給されています。

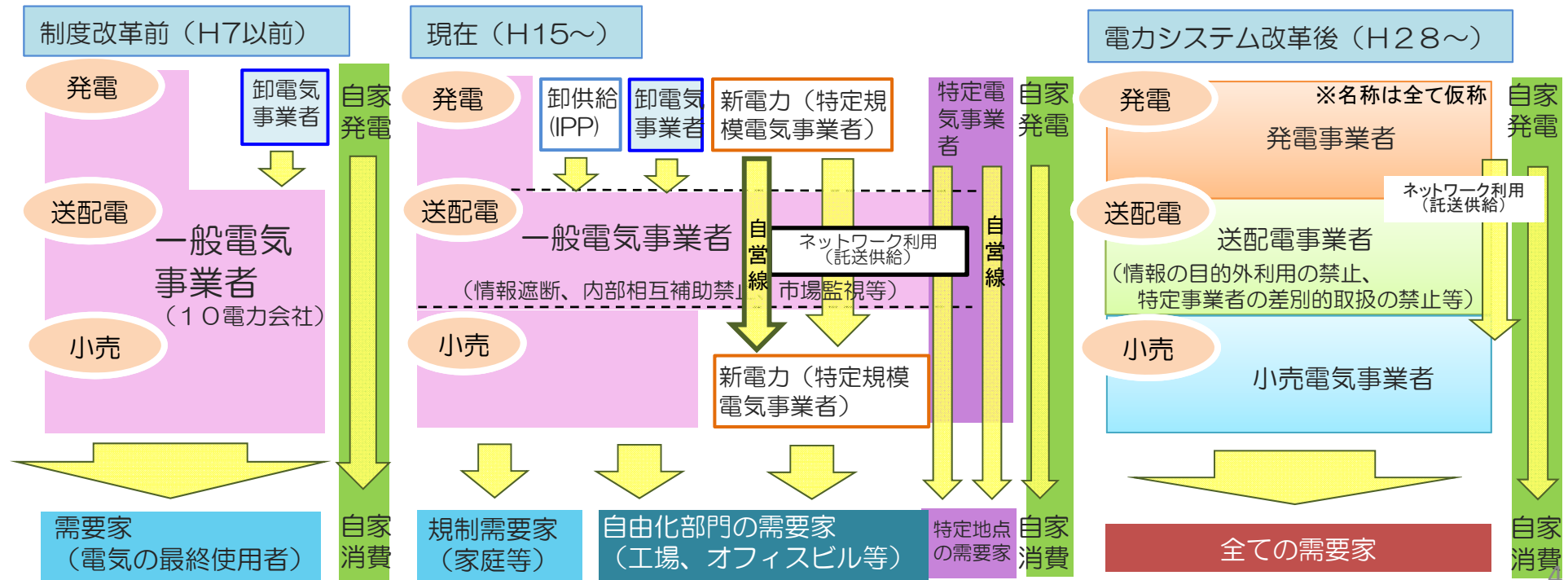
○そのため、電力供給のシステムにおいては、発電部門(発電所)、送配電部門(送電:発電所～変電所、配電:変電所～需要家)の大きめに2つの部門に分類されます。

※一般に、送電線は、発電所相互間、発電所と変電所、変電所相互間を連絡する電線路のことを指し、
配電線は、発電所や変電所から他の変電所等を経ないで需要場所まで到達する電線路のことを指す。



(参考)小売自由化に伴う事業類型の見直し

- 東京電燈の開業(明治19年)以降、各地に電力会社が誕生。工業化の進展や第1次世界大戦中の好景気等により電力需要増大。世界恐慌等を背景に過当競争(昭和7年:約850社(ピーク))が進み、事業者の合併・吸収が進展、5大電力に集約(東京電燈、東邦電力、大同電力、宇治川電力、日本電力)。
- 昭和13年国家総動員法と同時に電力管理法が施行。国内全ての電力施設を国が接收し、日本発送電(株)により発電と送電設備の一元統制化。配電事業を9ブロック別に統合。
- 戦後、過度経済力集中排除法(集排法)の適用を受け日本発送電(株)を解体し、9配電会社それぞれ発電設備を移管することで、発送電一貫体制を確立するとともに、9配電会社を地域独占の電気事業者として再編。昭和63年には沖縄電力が民営化し、10社体制に。
- 平成7年以降、4次にわたる電気事業制度改革において小売部分自由化等の施策を実施。
- 今後、電力システム改革において、小売全面自由化に伴う一般電気事業者制度の見直しとあわせ、現行の電気事業法の事業類型も抜本的に見直す予定(平成28年~目途)。



(参考)発電事業について

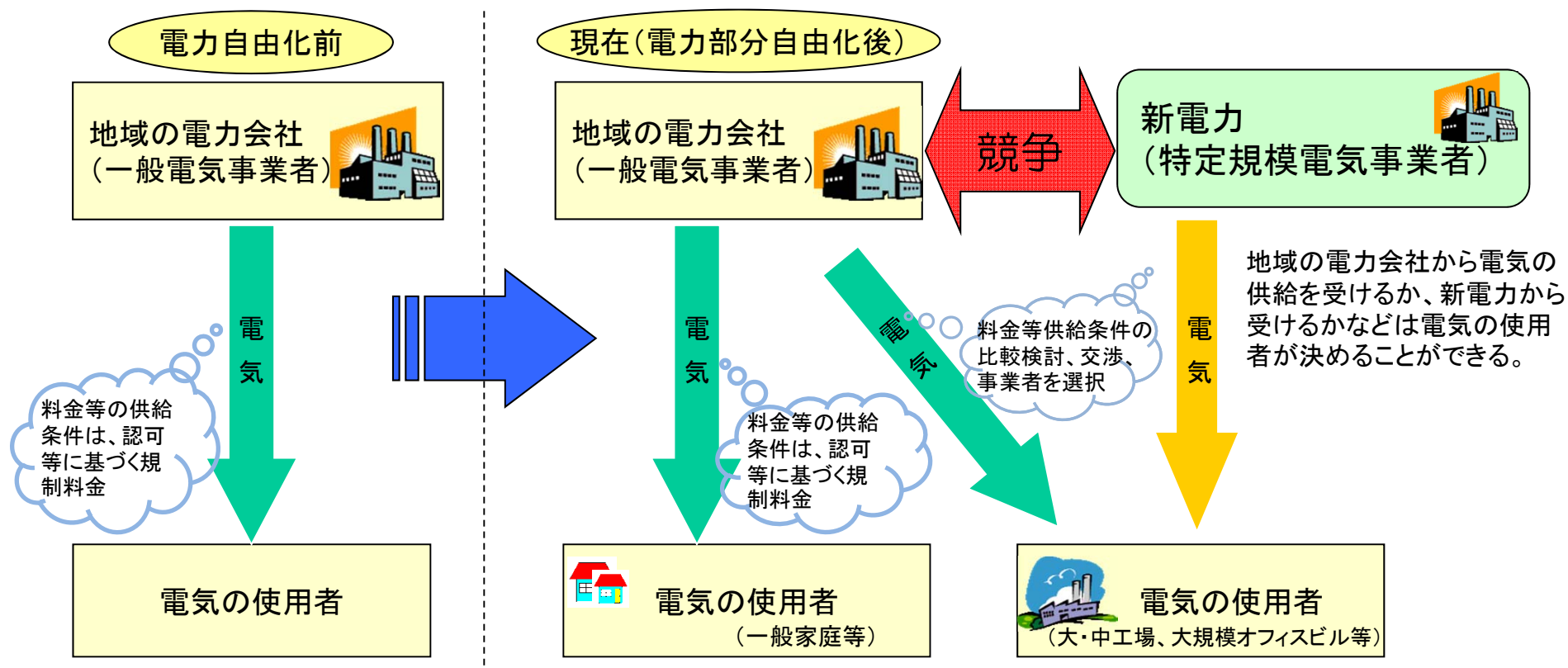
- 電気事業法上の「電気事業者」には当たらないが、一定規模・一定期間以上にわたって一般電気事業者に対し電気を卸売りする「卸供給事業者(いわゆるIPP)」が存在。
- なお、卸供給については、第一次電気事業制度改革(平成7年)で、発電部門において競争原理を導入する観点から、一般電気事業者が新設の火力電源を設置する場合、自社設備より安価でIPPから応札されている場合、IPPからの調達を求める制度(火力全面入札制度)が導入されていたが、第三次電気事業制度改革(平成15年)において、卸電力取引市場が整備されるとともに新たな調達についての義務付けが廃止されている。
- その他、新電力等に電気を卸売りする発電事業者や、主として自らの工場で用いる電気を発電する自家発電自家消費が存在。
- 今後、電力システム改革において、現行の電気事業法の事業類型も抜本的に見直し、卸電気事業者や卸供給事業者などについては新たに「発電事業者(仮称)」と位置づける予定。

供給の相手方	類型	対象	電事法上の事業規制※
一般電気事業者	卸電気事業	200万kW以上の供給設備を有する事業者 10年以上1000kW超又は5年以上10万kW超の振替供給	事業許可、事業の休廃止許可、供給義務、供給条件の届出(卸供給規制に基づくもの)等
	卸供給(いわゆるIPP)	10年以上1000kW超又は5年以上10万kW超の電気の供給	供給条件の届出
	発電事業(非規制)	卸供給の条件に満たないもの	なし
一般電気事業者以外の電気事業者	発電事業(非規制)	自由	なし
自家消費	自家発電自家消費	なし	なし

※別途、保安の観点からの規制等は存在。

3. 電力の小売自由化

- 電力の小売事業は、電気事業法による参入規制によって地域の電力会社に小売供給の地域独占が認められてきましたが、規制緩和により、現在では家庭用等規制が残る部分を除いて、自由化されています。
- これにより、電気の大口使用者は、経済性や供給サービスの観点で電気の小売事業者を選択し、また料金についても小売事業者と交渉の上決定することができることになりました。
- また、家庭用等規制が残る部分についても、平成28年(2016年)を目途に自由化することを予定しています。(小売全面自由化)



(参考)電気事業制度改革の概要

- 我が国電気事業についての高コスト構造に関する指摘等を踏まえ、1995年より累次の電気事業制度改革を実施。
- 発電部門においては競争原理を導入するとともに、小売部門においては「自由化」の範囲を順次拡大。
- 一般電気事業者と新規参入者(新電力)との競争条件均一化を図る観点から、送電部門の公平性を確保。

◆第1次制度改革(1995年)

- ①卸電気事業の参入許可を原則として撤廃し、電源調達入札制度を創設して、発電部門において競争原理を導入。
- ②特定電気事業制度を創設し、特定の供給地点における電力小売事業を制度化。
- ③一般電気事業者の自主性を認める方向で料金規制を見直し、選択約款を導入。

◆第2次制度改革(1999年)

- ①小売部門において、特別高圧需要家(原則、契約電力2千kW以上)を対象として部分自由化を導入。
- ②料金の引下げ等、電気の使用者の利益を阻害する恐れがないと見込まれる場合においては、これまでの規制を緩和し、認可制から届出制に移行。

◆第3次制度改革(2003年)

- ①小売部門において、高圧需要家(原則、契約電力50kW以上)まで部分自由化範囲を拡大。
- ②一般電気事業者の送配電部門に係るルール策定・監視等を行う中立機関(送配電等業務支援機関)を創設。
- ③一般電気事業者の送配電部門における情報遮断、差別的取扱いの禁止等を電気事業法により担保。
- ④全国大の卸電力取引市場を整備。

◆第4次制度改革(2008年)

- ①卸電力取引所の取引活性化に向けた改革、及び送電網利用に係る新電力の競争条件の改善。
- ②安定供給の確保及び環境適合に向けた取組の推進。(グリーン電力卸取引の導入等)
- ※小売部門の自由化範囲は拡大せず(5年後を目途に範囲拡大の是非について改めて検討)。

◆電力システム改革(2015年～2020年目途) ※次頁参照。

(参考)電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)

I. 電力システム改革の3つの目的

1. 安定供給を確保する。
2. 電気料金を最大限抑制する。
3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する。

II. 電力システム改革の3本柱

1. 広域系統運用の拡大。
2. 小売及び発電の全面自由化。
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保。

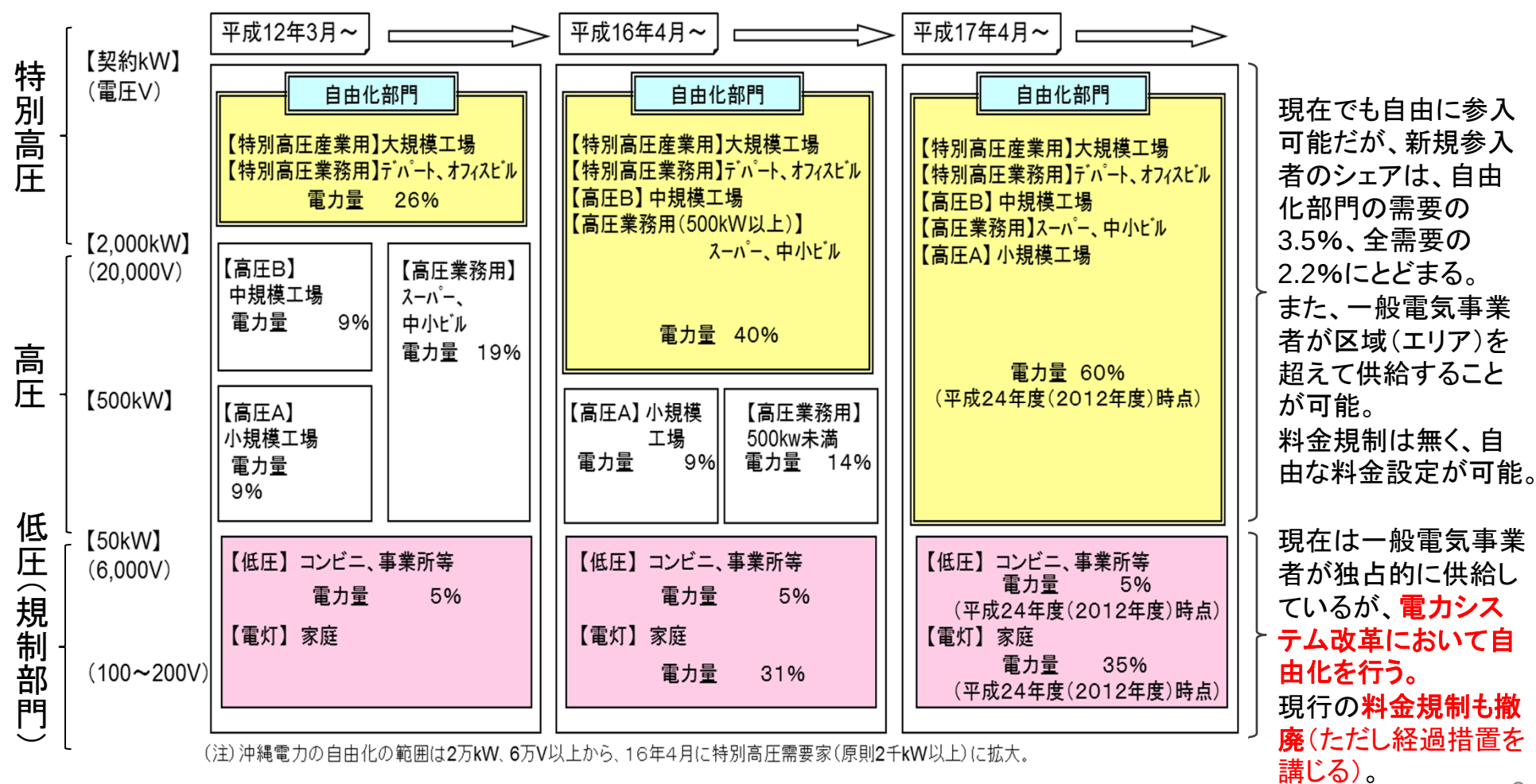
III. 電力システム改革の3段階の実施スケジュール

電力システム改革を以下の3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進める。

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域系統運用機関(仮称)の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	本年通常国会に法案提出(第2段階、第3段階の改正についてのプログラム規定を置く)
【第2段階】 電気の小売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案提出
【第3段階】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

4. 自由化範囲

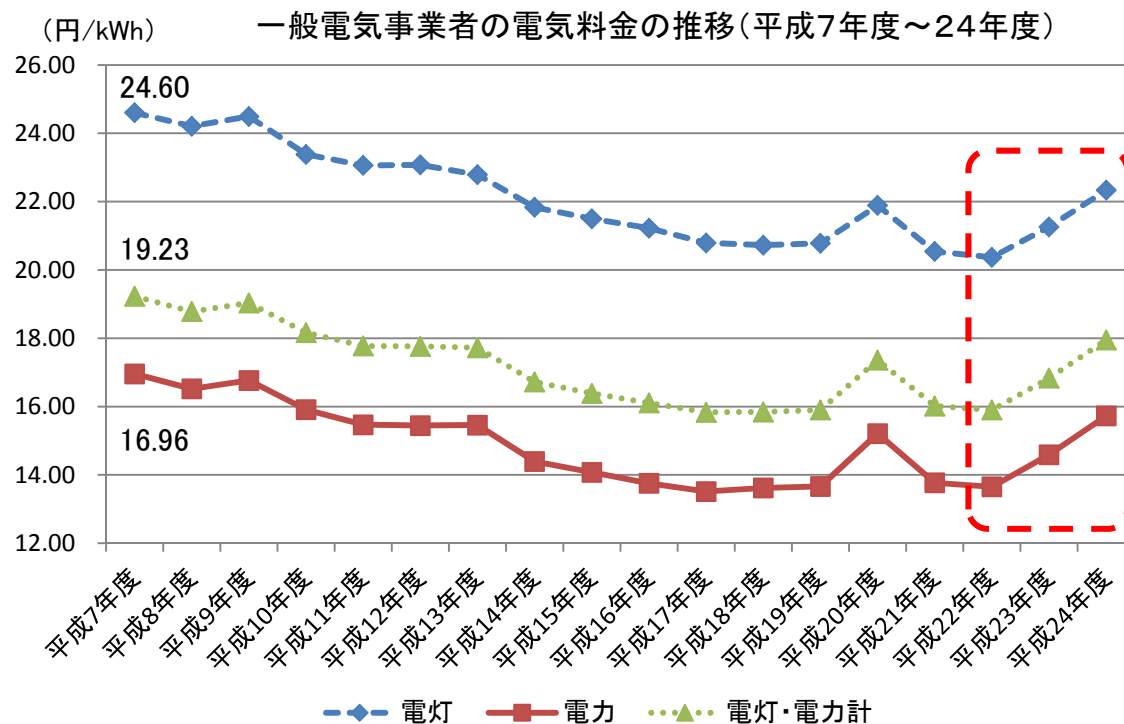
- 電力小売事業の自由化は、低圧受電の需要(家庭用等)を除く全ての需要に拡大。
- 具体的には、特別高圧または高圧受電で、契約電力が原則として50kW以上の需要が自由化対象とされ、その年間販売電力量は全体の6割を超えています。
- 低圧受電の需要(家庭用等)についても、平成28年(2016年)を目途に自由化することを予定しています。



5. 電気事業制度改革開始以降の電気料金の推移

○平成7年(1995年)の電気事業制度改革(電力卸売事業の自由化、特定の供給地点における電力小売業の制度化)開始以降、電力小売事業の自由化を経て、燃料価格の影響を背景に上昇した平成20年度を除き、電気料金は継続的に低下しています。

その後、平成23年(2011年)3月に東電福島第一原発事故が発生し、原子力発電所の稼働率低下、それに伴う燃料費の上昇などにより、電気料金は上昇しています。



22、23、24年度の電気料金の比較(単位:円/kWh)

	22年度	23年度	24年度
電 灯	20.37	21.26	22.33
電 力	13.65	14.59	15.73
電灯・電力計	15.90	16.83	17.95

※電灯料金は、主に一般家庭部門における電気料金の平均単価で、電力料金は、自由化対象需要分を含み、主に工場、オフィスビル等に対する電気料金の平均単価。
 ※平均単価の算定方法は、電灯料収入、電力料収入をそれぞれ電灯、電力(自由化対象需要分を含む)の販売電力量(kWh)で除したものの。

出所:電力需要実績確報(電気事業連合会)、各電力会社決算資料

6-1. 新電力の数の推移

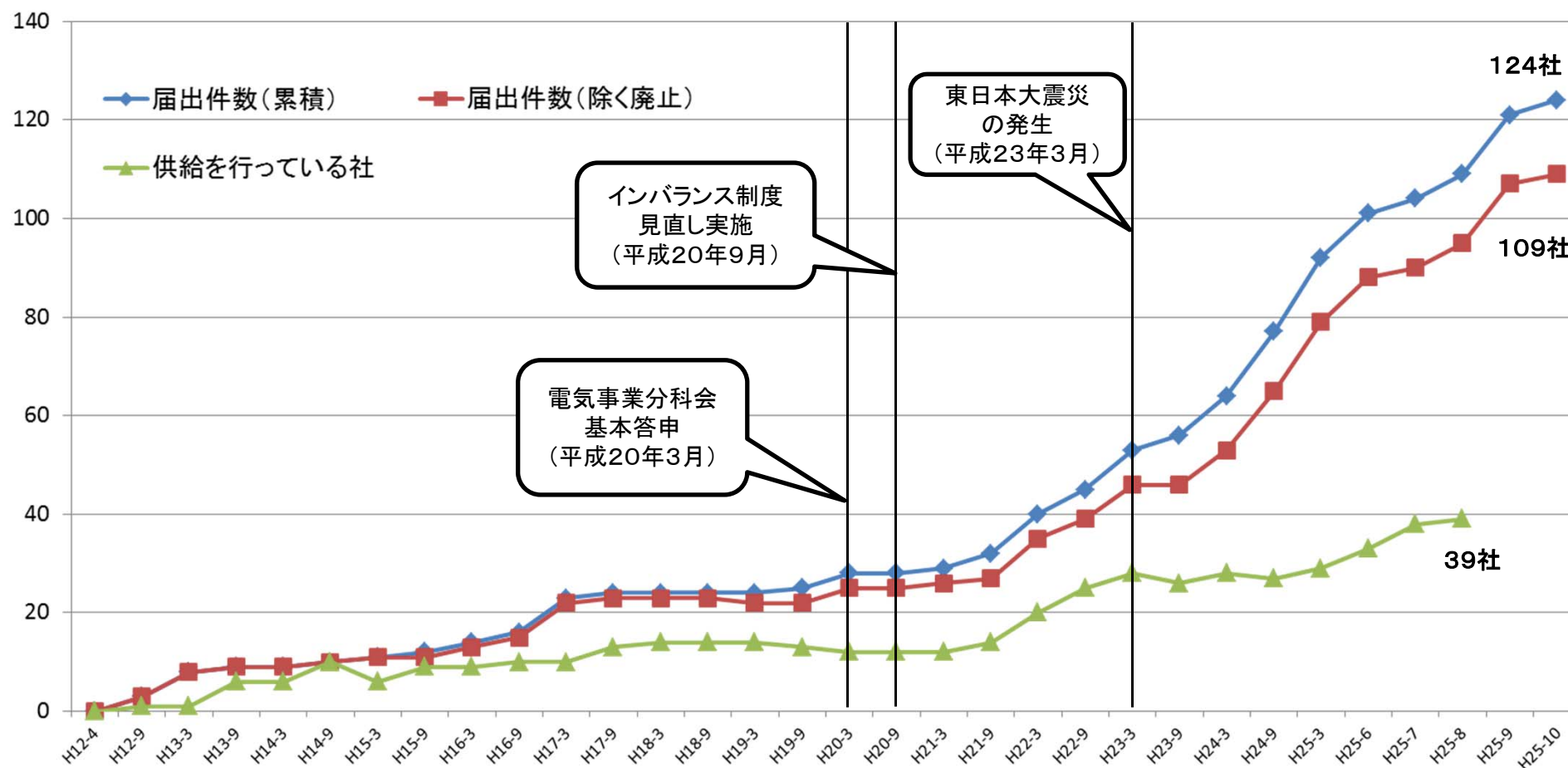
○小売自由化を開始して以降、新電力の数は増加してきており、特に東日本大震災後の増加が顕著です。

○平成25年10月（10月15日時点）で特定規模電気事業の届出を行っている新電力は、109社となっています。

また、平成25年8月時点で実際に自由化分野で供給を行っているのは39社です。

（＊電力調査統計の電灯電力等需要実績のうち、特定規模需要の需要実績のある新電力の数）

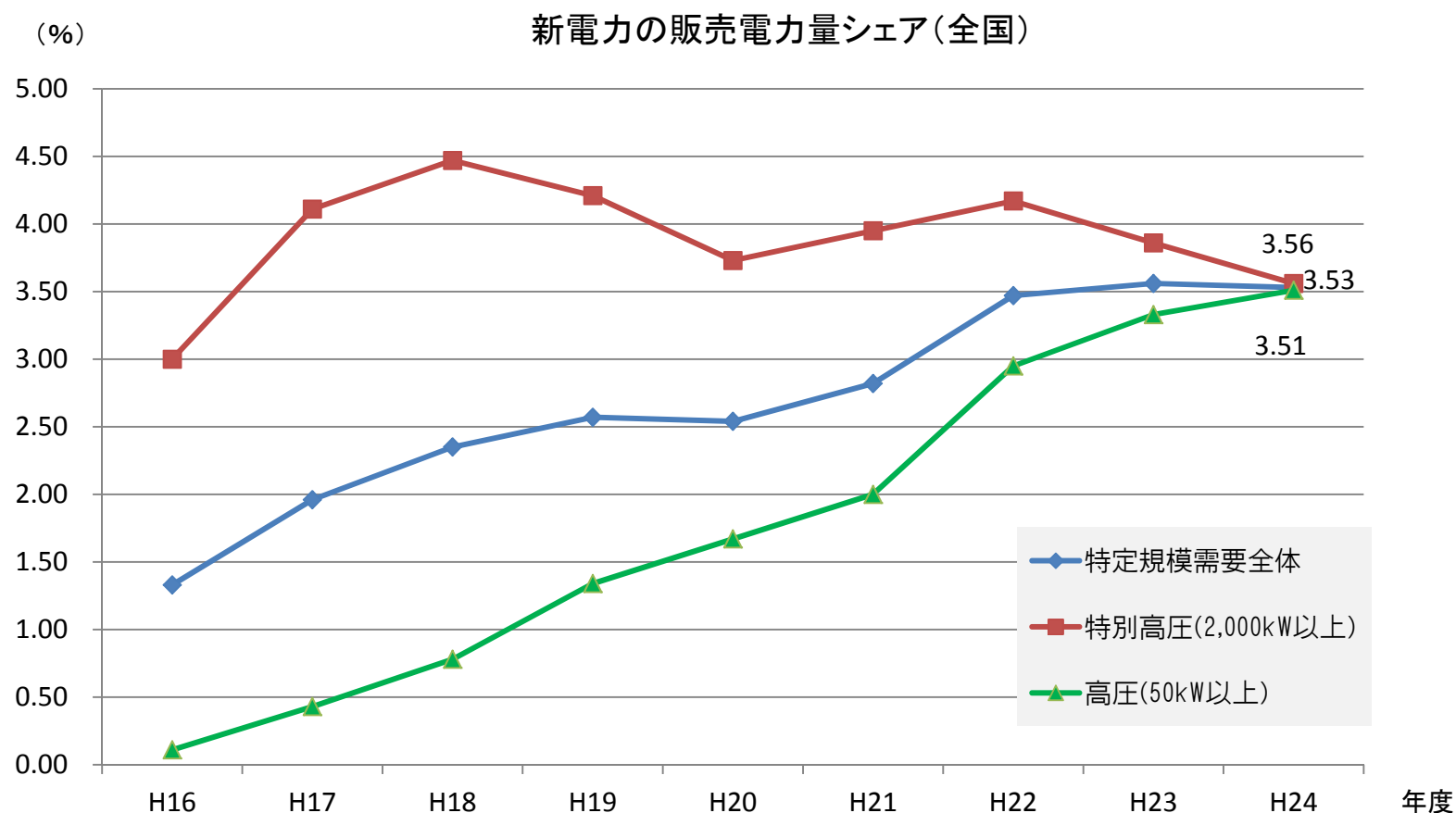
新電力の数の推移



6-2. 新電力の販売電力量全体に占めるシェア(全国)

○新電力の全体の販売電力量に占めるシェアは、平成19～20年にかけて景気の影響等を受けて一時的に低下しましたが、その後再び上昇しており、平成24年度では自由化部門の需要の3.5%程度のシェアを有しています。

なお、高圧に限って言えば順調に伸び、平成24年度では3.5%程度のシェアを有しています。



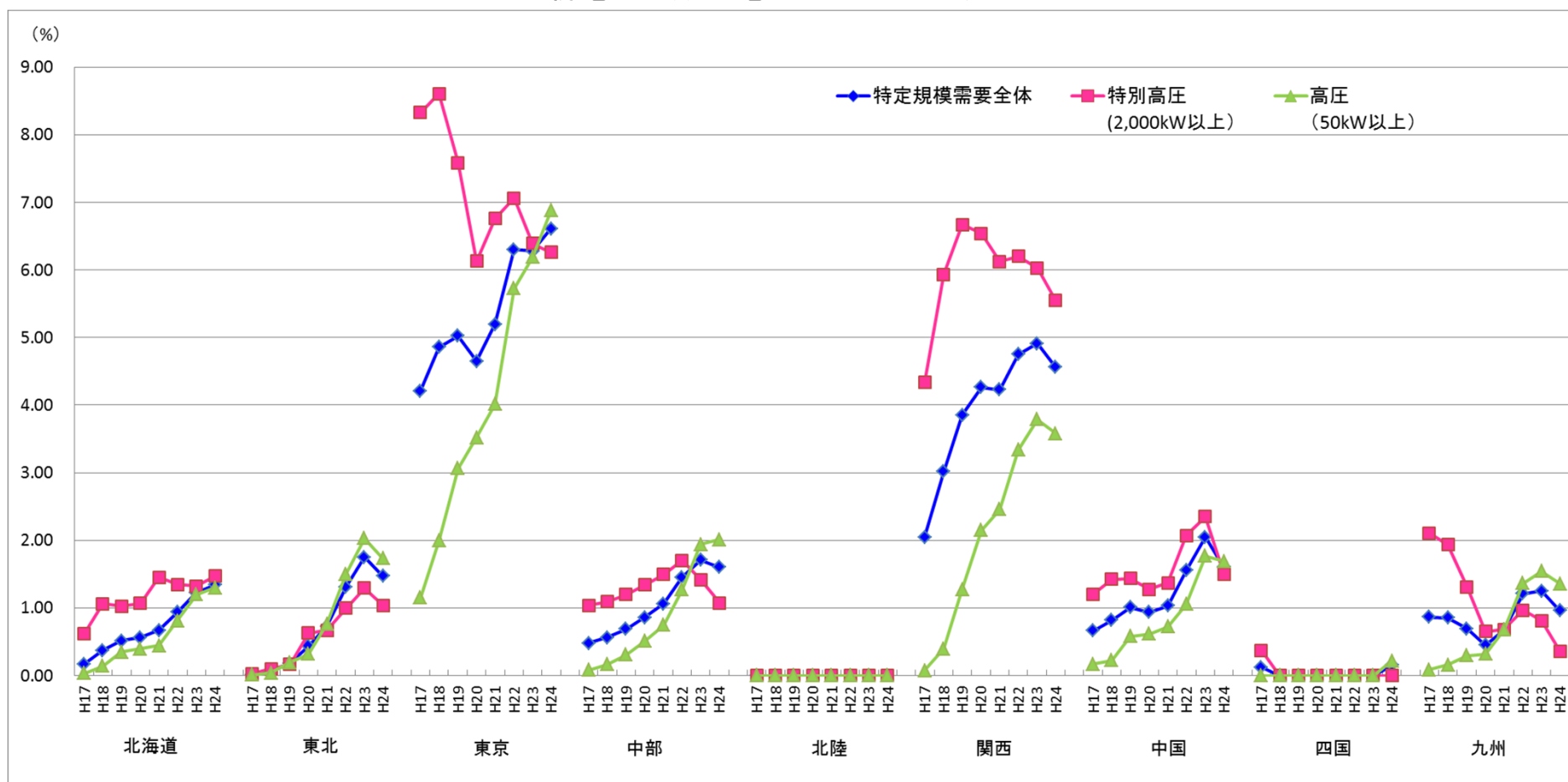
出所: 電力調査統計 「平成24年度 総需要速報 概要」より

(「<http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/denryoku/result-2.htm>)

6ー3. 新電力の販売電力量全体に占めるシェア(地域別)

○地域別では、東京電力と関西電力の供給区域内において、相対的に新電力の販売電力量に占めるシェアが高く、その他電力会社の供給区域内では低くなっています。

新電力の販売電力量シェア(地域別)



※ 平成25年4月以降、北陸電力管内においても供給実績を確認しています。

7. 電力小売自由化による効果

- 経済産業省では、平成12年度に官公庁として初めて電力調達入札を実施し、新電力が落札しました（応札は3社）。その結果、購入単価（落札価格（円）／予定使用量（kWh））は、前年度と比較して4%程度の低減となりました。なお、平成25年度は一般競争入札による落札となり、東京電力の電気需給約款（特別高圧A）と比べ、約2%減となっています。
- 地方公共団体においては、電力調達入札が広まっており、新電力の落札による行政コストの削減に寄与しています。また、価格の削減効果に加え、環境面を評価して契約を締結している地方公共団体もあります。

例1 経済産業省 庁舎

契約電力 3,000kW 年間使用電力量 約1,033万kWh 負荷率 平均39%

契約価格 約1.9億円

削減額 約350万円（東京電力の電気需給約款（特別高圧A）と比べ、約2%減）

用途 電灯、空調用等需要

例2 東京都 271施設（産業労働局、建設局、水道局、教育庁）

契約電力 54,967kW、年間使用電力量 約1億2,700万kWh、負荷率 平均26%

契約価格 約27億4千万円

削減額 約1億9千万円（東京電力の料金と比べ、約6.6%減）

（注）負荷率＝実際の使用電力量／契約電力を24時間365日使い続けた際の電力量×100

例3 神奈川県 県等85施設(本庁庁舎等)

契約電力 約20,300kW、年間使用電力量 約4,390万kWh 負荷率 平均25%

落札価格 約9億4千万円

削減額 約6千6万円(東京電力の料金と比べ、約6.6%減)

例4 世田谷区 区役所等76施設、小中学校87施設 合計163施設(昨年度は117施設)

契約電力 約2万kW、年間使用電力量 約3,900万kWh、負荷率 平均22%

契約価格 約88,700万円

削減額 約6,650万円(東京電力の料金と比べ、約6.98%減)

(補足)小中学校施設については、うち13施設において、ごみ焼却に伴い発生する熱を利用して発電している低CO₂排出係数の新電力を評価し、当該新電力と契約を締結

例5 松山市 中学校29校

契約電力 2,028kW、年間使用電力量 約367万kWh、負荷率 平均21%

落札価格 約7千4百万円

削減額 約5百万円(四国電力の入札額と比べ、約6.2%減)

(出所:各自治体発表資料、資源エネルギー庁調べ)

※上記はあくまでも個々の事例であって、電気料金の削減可否及び削減額は、電力の使用量、使用率(負荷率)等諸条件によって異なります。

(参考)新電力(特定規模電気事業者)

○新電力(特定規模電気事業者)については、平成25年10月現在、109社が届出を行っています。

◎届出が行われている新電力(特定規模電気事業者)

	事業者名	供給開始 予定(※)		事業者名	供給開始 予定(※)		事業者名	供給開始 予定(※)		事業者名	供給開始 予定(※)
1	ダイヤモンドパワー株式会社	H12-6	26	グリーンESCO株式会社	H21-10	51	株式会社リッチ	H24-3	76	鈴与商事株式会社	H25-9
2	丸紅株式会社	H12-8	27	荏原環境プラント株式会社	H21-10	52	阪和興業株式会社	H24-4	77	株式会社V-Power	H25-6
3	イーレックス株式会社	H13-1	28	日本ロジテック協同組合	H21-11	53	株式会社グリーンサークル	H24-6	78	夕留パワーステーション6号株式会社	H25-6
4	新日鉄住金エンジニアリング株式会社	H13-1	29	出光グリーンパワー株式会社	H21-12	54	日本アルファ電力株式会社	H24-7	79	株式会社トヨタタービンアンドシステム	H25-7
5	株式会社エネット	H13-1	30	東京エコサービス株式会社	H21-12	55	株式会社エヌパワー	H24-8	80	株式会社ICCTレーディング	H25-12
6	サミットエナジー株式会社	H13-2	31	株式会社G-Power	H22-1	56	日本製紙株式会社	H24-10	81	株式会社ビズグリーン	H26-4
7	大王製紙株式会社	H13-3	32	プレミアムグリーンパワー株式会社	H22-2	57	株式会社サン・レイン・ジャパン	H24-7	82	株式会社ベイスайдエナジー	H25-10
8	株式会社サニックス	H13-4	33	テス・エンジニアリング株式会社	H22-2	58	リエスパワー株式会社	H24-10	83	三井物産株式会社	H25-9
9	JX日鉱日石エネルギー株式会社	H14-9	34	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	H22-4	59	エルイマイ株式会社	H24-9	84	シナネ株式会社	H25-8
10	エネサーブ株式会社	H15-11	35	株式会社日本セレモニー	H22-5	60	ジャパン・ソーラー株式会社	H24-8	85	株式会社エネ・ビジョン	H25-11
11	株式会社F-Power	H16-3	36	伊藤忠エネクス株式会社	H22-7	61	株式会社 里山	H24-10	86	一般社団法人電力託送代行機構	H25-10
12	有限会社太陽光発電設備	H16-5	37	二又風力開発株式会社	H22-11	62	株式会社グローバルエンジニアリング	H25-1	87	新エネルギー開発株式会社	H25-12
13	光発電・グリーン電力販売機構	H16-5	38	日産自動車株式会社	H22-12	63	KATO・ホールディングスコアポレーション株式会社	H24-10	88	ロハス電力株式会社	H25-7
14	スペクトルパワーデザイン株式会社	H16-11	39	慧通信技術工業株式会社	H23-1	64	株式会社エナリス	H24-12	89	株式会社ワールドエアコーポレーション	H25-10
15	パナソニック株式会社	H16-11	40	一般社団法人遠隔検針協会	H23-1	65	株式会社岩手ウッドパワー	H25-1	90	GW鹿島発電所株式会社	H25-9
16	王子製紙株式会社	H16-12	41	株式会社馬車道	H23-1	66	株式会社洗陽電機	H25-6	91	株式会社日本電気保安協会	H25-12
17	株式会社極東エレクトック	H17-2	42	コスモ石油株式会社	H23-2	67	日本森林エネルギー開発株式会社	H24-12	92	旭電力株式会社	H26-4
18	ダイソーシステムインターナショナル株式会社	H17-6	43	株式会社イーセル	H23-4	68	株式会社うなかみの大地	H25-4	93	徳島リサイクル工業株式会社	H25-9
19	日本テクノ株式会社	H19-7	44	株式会社ラフ	H23-8	69	株式会社富士テクニカルコーポレーション	H25-4	94	合同会社さつま自然エネルギー	H26-4
20	昭和シェル石油株式会社	H20-1	45	志賀高原リゾート開発株式会社	H24-3	70	総合エネルギー株式会社	H25-4	95	VanaHWORLDWATERINTERNATIONALJAPAN株式会社	H25-11
21	JENホールディングス株式会社	H20-2	46	株式会社エターナ	H24-4	71	株式会社総合電商	H25-3	96	株式会社JPパワー	H25-9
22	日本風力開発株式会社	H20-3	47	リエス株式会社	H24-2	72	イーエムシー株式会社	H25-4	97	株式会社サイサン	H25-12
23	オリックス株式会社	H21-3	48	株式会社南和	H24-3	73	株式会社RAIZ	H25-6	98	株式会社バスポート	H26-4
24	泉北天然ガス発電株式会社	H21-4	49	株式会社エンブレム	H24-3	74	株式会社フォレストパワー	H25-3	99	須賀川瓦斯株式会社	H27-4
25	やまがたグリーンパワー株式会社	H21-7	50	株式会社吉田石油店	H24-4	75	株式会社サニックスエナジー	H25-4	100	一般財団法人中之条電力	H25-10

※資源エネルギー庁のホームページにも各事業者の所在地やホームページへのリンクが掲載されています。

http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/genjo/pps/pps_list.html